

行政区画編成基準の考え方

基準項目	分権専門部会中間報告時	第1回意見募集時	第2回意見募集時
人口規模	・現在指定されている政令指定都市の行政区設定基準(人口は1区あたり10～20万人、面積は区を中心等へ時間距離にして約30分としているところが多い)等を参考としながら、公平で均衡ある行政サービスを提供でき、適切な行政効率を確保することができる規模であり、かつ、行政と市民との協働のまちづくりを推進するために地域の一体感や区民意識の醸成を図りうる規模となるよう考慮する。	・既存の政令市を見ると、指定時には、1区あたりの人口規模はばらつきがあるものの、平均した人口規模は、概ね10万人から20万人程度となっている。 ・人口規模が小さいと行政区の数が多くなり、行政の効率性が損なわれることが考えられるが、一方、分権型政令指定都市の実現を目指し、行政サービスの提供や住民との協働のまちづくりを考えると、小回りの利く人口規模が求められる。 ・以上を考慮すると、人口規模は、10万人程度が適当であると考えられる。1区あたりの人口は地形・地物や歴史的沿革などから画一的に設定することは適当でないが、全区の平均としては概ね10万人とし、合併後の新市の人口が78万人であることから、区の数7区として設定した。	・第1回と同じ。
地形、地物	・行政区の境界を設定するにあたっては、誰でもが認識し易く、社会生活上の大きな分断要素でもある、河川などの明瞭な地形地物を境界とするよう考慮する。	・明瞭な地形、地物は誰でもが認識しやすく、社会生活上の大きな分断要素であることから、これを区画線とするように考慮した。	・第1回と同じ。
地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情	・市民との協働により、地域の個性や特性を生かしたまちづくりを進めるためには、区民の一体感の醸成を図る必要がある。このためには、地域における同質な伝統や文化、各地域の歴史的沿革や地縁的つながりを考慮する。	・市町村の区域を越えて一体感を有する歴史的沿革や地縁的つながりを考慮した。鉄道・道路等の交通網や、土地利用の一体性など、地域の結びつきを考慮した。	・石山地区を横越町・亀田町と分離し新潟市とまとめる案を追加。 ・味方を除く西蒲を一つとし、中央地区と沼垂地区を一つとした案を追加。 ・高見町を鳥屋野地区と同じ区とするパターンとした。
町内会の区域、住民組織	・住民自治組織などの地域コミュニティや町字、小中学校の通学区域について必要に応じて考慮する。	・考慮しない。	・第1回と同じ。
学校区		・考慮しない。	・小学校の通学区域を区割り線が通らないパターンとした。
行政機関の所管区域の一致	・郵便局、警察署等の所管区域、地域の土地利用、交通体系及び都市計画などの状況についても、必要に応じて考慮する。		
土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化			
旧市町村の区域	・現在協議を進めている13市町村は、明治・昭和の大合併を経て、ひとつの自治体を構成しており、そこに暮らす住民の日常生活における地域の一体感・帰属意識の源であり、住民の培ってきた伝統・文化・歴史の基本的な枠組みとなっている。 ・したがって、合併後に移行する政令指定都市の行政区の設定にあたっては、合併関係市町村の境界や支所・出張所の区域を尊重しつつ、他の項目を加味しながら総合的に検討する。	・新市を構成する現在の市町村は、そこに暮らす住民の日常生活における地域一体感・帰属意識の源であり、これまで培ってきた伝統・文化・歴史の基礎的な枠組みとなっている。従って、新潟市を除く合併関係市町村については、現市町村界を分断しないこととした。 ・また、新潟市は人口規模からいって、市域をいくつかに分ける必要があるが、その場合には、支所・出張所の境界を基本的に区画線とするよう努めた。	・第1回と同じ。
その他	・広い範囲に人口集積地が点在する新市の実状を考慮し、画一的な取り扱いではなく、柔軟に対応する。		